

教員の意識と授業が変わる・「ひなたの学び」学力アップ事業オンデマンド研修動画制作業務委託仕様書

1 事業目的

「ひなたの学び」を具現化した授業動画等を制作することにより、県内の教職員等が必要に応じて研修動画を視聴し、各教科等に関わる専門性の向上に資することを目的とする。

2 業務の名称

教員の意識と授業が変わる・「ひなたの学び」学力アップ事業オンデマンド研修動画制作業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

以下の要領に沿って、動画の制作（映像制作、撮影等）を行うこと。

(1) 動画の制作について

① 規格

- ・ 授業づくりポイント動画20本の編集及び動画データの制作。
- ・ 授業動画20本（完全版〈50分〉、概要版〈15分程度〉を合わせて1本とする）の撮影、編集及び動画データ制作。
- ・ 制作した授業動画等の活用について、SNS等で広報するためのCM（15秒～30秒程度）の制作。

② 内容

現段階の内容は以下のとおり、ただし、変更の提案を妨げるものではない。また、撮影前に県と十分な協議を行った上で決定する。

【内容案】

(授業づくりポイント動画)

- ・ 県教育委員会でまとめた資質・能力を育成するための授業ポイントデータ（スライド）に説明音声等を追加する。

(授業動画)

- ・ 単元目標や授業動画の説明文をテロップにて表示する。
- ・ 授業動画において授業者が発しているポイントとなる要点をテロップにて表示する。
- ・ 授業者の説明動画と同時に児童生徒の表情等がわかるように子画面で表示する。

(CM)

- ・ 授業づくりポイント動画及び授業動画等を県内の教職員に視聴してもらうためのPR動画を作成する。

③ 撮影について

- ・ 撮影時期は県が指定する日程とする。
- ・ 撮影回数は合計2回とし、撮影時間は各1時間程度とする。
- ・ 撮影場所は、教科によって異なるため県が指定する場所とする。
- ・ 撮影については、授業をしている教職員や児童生徒が授業に取り組んでいる様子などを撮影する。

④ 動画の編集

- ・ 制作する動画の内容については、撮影及び編集の前に県と十分な協議を行った上で決定する。
- ・ 動画のタイトルや講師の紹介を挿入すること。
- ・ 必要に応じて映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などを行うこと。
- ・ 編集内容について、より効果的な方法があれば、提案すること。

5 制作スケジュール

- ・ 打合せ 令和8年7月上旬
- ・ 撮影、編集 令和8年7月上旬～令和8年12月20日
- ・ 完成・納品 令和8年7月21日（授業づくりポイント動画・CM）
令和8年12月21日（授業動画）

6 成果品

(1) 成果品及び納品媒体等

- ① DVDプレーヤーで再生可能な形式で授業動画等を収めたDVD-ROM等（2枚）
- ② 県の指定する配信プラットフォームでオンデマンド配信を予定しているため、アップロード可能な形式（MPEG-4など）で授業動画等を収めたCD-R等（2枚）
- ③ 業務完了報告書（紙媒体1部）

(2) 納品期限

- 令和8年7月21日（授業づくりポイント動画・CM）
令和8年12月21日（授業動画）

(3) 納品場所

宮崎県教育庁義務教育課

7 経費等

委託経費には、動画の作成に係る打合せ、デザイン、撮影、移動等全ての経費を含む。

8 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

9 その他

- ・ 本業務の実施に当たっては、県と十分に協議・連絡をとりながら進めること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- ・ 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- ・ 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- ・ 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- ・ 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

10 問い合わせ先

宮崎県教育庁義務教育課 学力向上担当
TEL：0985-26-7239
E-MAIL：gimukyoiku@pref.miyazaki.lg.jp